

## 商品概要説明書

### 定期積金＜定額式＞

令和8年4月1日現在

商品名	・ J A レーク滋賀「年金定期積金」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的年金等のお受取りを当 J A の口座にご指定中の方。</li> <li>・ 新たに公的年金等のお受取りを当 J A にご指定いただける方。 (ご契約時に「年金請求書」、「年金受給権者受取機関変更届」等のご提出をいただいた場合に対象といたします。)</li> <li>・ 公的年金等のお受取り予約を当 J A でしていただける方。 (令和9年4月から令和11年3月までに新規裁定請求を手続きされるものを対象とし、年金予約票のご提出が必要となります。)</li> </ul> <p>※公的年金等とは、国民年金、厚生年金、共済年金、労災年金、基金、企業年金を対象といたします。</p>
期 間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期日指定方式 3年以上5年以内</li> </ul>
払込方法 (1) 払込方法  (2) 払込金額 (3) 払込単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。</li> <li>・ 掛込周期は1か月、2か月のいずれかとします。</li> <li>・ 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 なお、約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。</li> <li>・ 1回あたり10,000円以上</li> <li>・ 1円単位</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。</li> </ul>
給付補填金 (1) 適用利回り  (2) 支払頻度 (3) 計算方法  (4) 税 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約時下記の約定利回りを満期日まで適用します。 年0.55% (税引後 年0.438%)</li> <li>・ 満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・ 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。</li> <li>・ 20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。</li> </ul>
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通貯金等からの自動振替による払込ができます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。</li> </ul>
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店 (所) または信用部事務相談課 (電話: 077-562-2394) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所 (電話番号: 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 信用部事務相談課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>滋賀弁護士会 (電話: 077-522-3238)</p>

	<p>京都弁護士会（電話：０７５－２３１－２３７８）          なお、上記弁護士会へ直接お申し立ていただくことも可能です。          ただし、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。（弁護士を代理人としてお申し立てされる場合には不要です。）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または契約時の約定利回り（年 365 日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。</li> <li>・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。</li> <li>・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。</li> </ul>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aレーク滋賀